

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：家庭児童福祉費

事業名 児童家庭支援センター運営費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 子ども家庭課 児童養護第二係

電話番号：058-272-1111(内3560)

E-mail : c11217@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 85,715 千円 (前年度予算額： 99,978 千円)

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳						
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	そ の 他	県 債
前年度	99,978	49,989	0	0	0	0	0	0
要求額	85,715	42,857	0	0	0	0	0	42,858
決定額								

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

<背景>

平成10年に県内に初めて児童家庭支援センター（以下「児家セン」）が整備され、5圏域（岐阜、西濃、中濃、東濃、飛騨）各1か所の児家センが、管内子ども相談センター（以下「子相」）を補完する機関として設置、運営されてきた。

近年、児童虐待事案が重篤化し、県内の令和4年度児童虐待対応件数も2,684件（児家セン開設当初の平成10年度：102件）と過去最高となっている。

<現状>

平成27年度調査の結果、国要綱による事業（児童家庭相談対応、指導委託、里親支援）を実施しているものの、その内容・件数に偏りがあった状況。

国においては、平成28年度補助金交付要綱により、児家セン運営費を従前の1か所あたり定額補助から、相談対応件数や市町村の求めに応じた回数、指導委託の実績を重視した事業量補助の算定方法へと改正した。

→ 平成28年度に、こうした背景を踏まえ、子相・児家セン・市町村の役割分担を改めて見直し、各機能を再構築するため「岐阜県児童家庭支援センター整備・運営基準」を策定。

<課題>

○子どもの見守り対応の継続性

子相による児童の施設入所・里親への委託措置の解除後等、継続的な子どもの安全確保、親子関係再構築のフォローが必要。

○子相、市町村との役割分担

相談対応は、子相職員が児童虐待の「重度事案」への緊急、高度な対応に専念するため、施設入所までは要しないが、要保護性がある又は施設退所後間もないなど、その他の事案について役割分担して対応する必要がある。

○児童家庭相談のニーズへの対応

各圏域での児童虐待等児童家庭相談の対応数の増加に伴い、各圏域で児家センが対応すべき一定のニーズが認められる。

(2) 事業内容

児家センは各圏域において子相を補完する機関として、関係機関との役割分担を明確化する。その上で、「児童家庭支援センター整備・運営基準」に基づき、家族再統合等の在宅支援、里親委託推進、児童家庭相談への対応を行い、地域の児童家庭の福祉向上を図る。

(3) 県負担・補助率の考え方

国1／2、県1／2

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	85,715	児童家庭支援センター運営費（5箇所）
合計	85,715	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

○厚生労働省は「社会的養護の課題と将来像（平成27.3）」にて、『児童家庭支援センターは施設と地域をつなぐ機関として増やし、将来は児童養護施設や乳児院の標準装備としていく』として整備を推進。

○全国では150箇所（令和2年10月厚生労働省家庭福祉課調べ）が整備されており、引き続き、各地域の実情に応じて設置が推進されている。

(2) 後年度の財政負担

当補助金は国庫補助基準額に基づき算定しており、永続的な運営に対して、児童家庭支援センター運営費補助金を交付する。

事 業 評 價 調 書 (県単独補助金除く)

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

相談員・心理士の配置により、専門的な児童家庭相談に対応し、子ども相談センターを補完する機関として①地域・家庭からの相談対応、②児童の見守り等在宅指導、③里親支援、④市町村の求めに応じる事業を行っている。

近年、児童虐待相談件数の増加を背景に、児童家庭支援センターの重要性が高まっており、職員の充実と安定的な運営体制の確保が必要となる。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R元)	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標	終期目標 (R6)	達成率
① 児童家庭支援センター児童相談対応件数(延)		16,443	14,000	14,000	14,000	117.5%

○指標を設定することができない場合の理由

(これまでの取組内容と成果)

令和 2 年 度	<ul style="list-style-type: none">・取組内容と成果を記載してください。 <p>【取組】 相談件数 (5カ所合計) 実数 4,737件 延べ数 11,167件 (うち訪問・出張数 2,547件)</p> <p>【成果】 子ども相談センターを補完して、地域の児童福祉に関する家庭等からの相談について、専門的な知識及び技術を必要とするものの助言を実施。 また、市町村の求めに応じた技術的助言、管内里親の委託向上に資する家庭訪問・相談支援等を実施している。</p>
	<p>【取組】 相談件数 (5カ所合計) 実数 5,085件 延べ数 13,054件 (うち訪問・出張数 2,916件)</p> <p>【成果】 子ども相談センターを補完して、地域の児童福祉に関する家庭等からの相談について、専門的な知識及び技術を必要とするものの助言を実施。 また、市町村の求めに応じた技術的助言、管内里親の委託向上に資する家庭訪問・相談支援等を実施している。</p>

令和 4 年 度	【取組】 相談件数（5カ所合計） 実数 6,369件 延べ数 16,443件（うち訪問・出張数 4,357件）
	【成果】 子ども相談センターを補完して、地域の児童福祉に関する家庭等からの相談について、専門的な知識及び技術を必要とするものの助言を実施。 また、市町村の求めに応じた技術的助言、管内里親の委託向上に資する家庭訪問・相談支援等を実施している。
指標① 目標：14,000件 実績：16,443件 達成率： 117 %	

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 3	県内の児童虐待相談は高い水準で推移しており、重篤な事案も発生している中、家族の見守り、里親委託推進、児童家庭相談対応等を柱に、児童家庭支援センターが果たす役割が高まっている。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない	
(評価) 2	児童家庭支援センター職員の高い専門性や、資質向上による相談対応機能強化により、専門的知識を持つ地域の民間相談機関として、虐待相談の受付と対応の充実を図ってきた。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 2	県子ども相談センターや市町村との連携に加え、令和2年度から里親養育包括支援事業を受託したことにより、要保護児童への対応体制が強化され、効率的な児童虐待への対応ができている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項
複雑化・高度化する児童養護を取り巻く諸課題に的確に対応するため、児家センのあり方・子相との関係再構築が求められている。県にて定めた「児童家庭支援センター整備・運営基準」に基づき、各圏域にて子相を補完した相談援助及び指導体制を継続する必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか
「児童家庭支援センター整備・運営基準」に基づき、社会福祉法人から提出される補助金交付申請内容を審査し、県が求める事業内容・水準をクリアする法人へ運営費補助金を交付する。